

【建設現場の遠隔臨場に関する試行について Q & A】

Q 動画撮影用のカメラとはどのようなものか。

A ウェアラブルカメラやタブレット端末、スマートフォンを想定しています。

Q Web会議システム等とはどのようなものか。

A Teams、zoom を想定しています。

その他のWeb会議システムについては、本試行要領「6 遠隔臨場に使用する機器と仕様」に基づき運用してください。

Q 「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」、「関連工事等の調整」とはどのようなものか。

A 各標準仕様書の「1章 各章共通事項、第1節 共通事項、用語の定義」に該当するものです。

Q どのような工事が試行対象とならないのか。

A 監督員の施工箇所への移動時間の削減による作業効率化が見込めない場合や、施工箇所の通信環境が整っていないと判断される工事等、遠隔臨場が適していないと判断される場合は試行対象になりません。

Q アンケート調査を提出しない場合は、工事成績評価において加点されないのか。

A 「工事における創意工夫等実施状況報告書」にアンケート調査の回答が添付されている場合のみ、工事成績評価において加点されます。

Q 受注者による動画の記録・保存は必要ではないのか。

A 受注者による動画の記録・保存は不要です。受注者は、従来の立会資料の管理と同様に、実施状況を画面キャプチャ等により記録し、提出することとしてください。

Q 契約書に基づく工事検査は、対象としていないのか。

A 契約書に基づく工事検査（完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査）は対象外です。

Q 現場で実際に臨場しなければ分からないこともあるのではないのか。

A 監督員が遠隔臨場では必要な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施してください。

Q 遠隔臨場を希望しない場合も打合せ簿やアンケート調査の提出は必要か。

A 遠隔臨場を希望しない場合は、打合せ簿やアンケート調査の提出は不要です。

Q 施工途中でも、工種によって遠隔臨場を希望することは可能か。

A 可能です。